

カーポートやプレハブ物置は建築物です。

原則、**建築確認申請**の手続きが必要です。

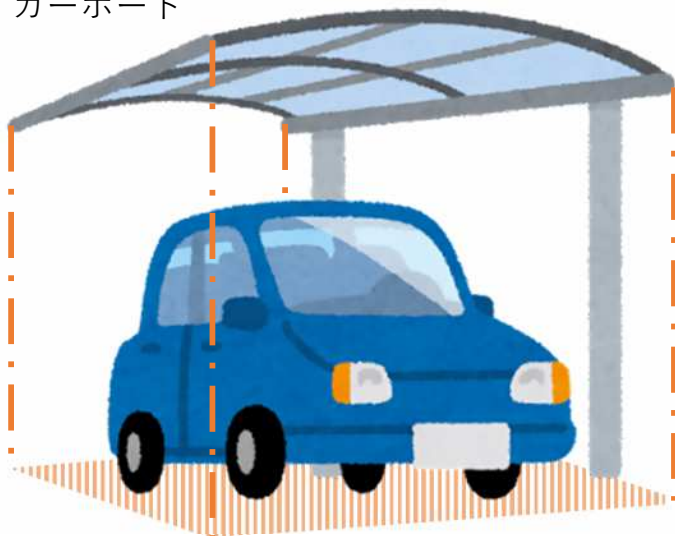
以下のいずれかに当てはまる場合、**建築確認申請が必要**です。
(都市計画区域及び準都市計画区域内の場合)


- ①敷地内における新築
- ②敷地内における10㎡を超える増築（別棟を含む）
※防火・準防火地域内は10㎡以下でも必要

また、建築確認申請手続きが不要である場合でも、**建築基準法への適合は必要**です。

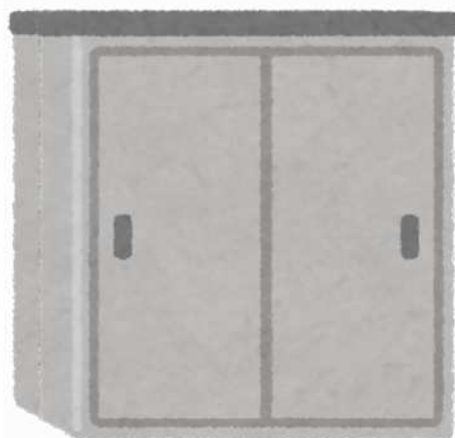
特に**屋根の材料**、**基礎の設置**等については見落とされる場合がありますのでご注意ください。

カーポート



 床面積に含める部分

プレハブ物置※



※小規模な倉庫で、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ内部に人が立ち入らないもの（奥行き1m以内または高さが1.4m以下）については、建築物に該当しません。

お問い合わせ先：佐賀県建築住宅課建築指導担当：0952-25-7165
または管轄の佐賀市建築指導課・土木事務所建築課へ